

「岩手県再犯防止推進計画」(仮称)素案

1 計画の概要

<計画の位置付け>

「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「地方再犯防止推進計画」として位置付ける。

<基本理念>

県民の幸福を守り育てていく上で、犯罪や非行のない明るい社会づくりは極めて重要であり、たとえ罪を犯しても、誰一人取り残さず、地域社会で孤立することなく再び社会を構成する一員となることができるよう取り組むことが必要である。

こうした考えのもと、本計画では、県民や関係機関・団体等が一体となって、罪を犯した人の社会復帰支援に取り組み、犯罪や非行が少なく、安全・安心に暮らせるまちづくりの実現を図る。

<計画期間>

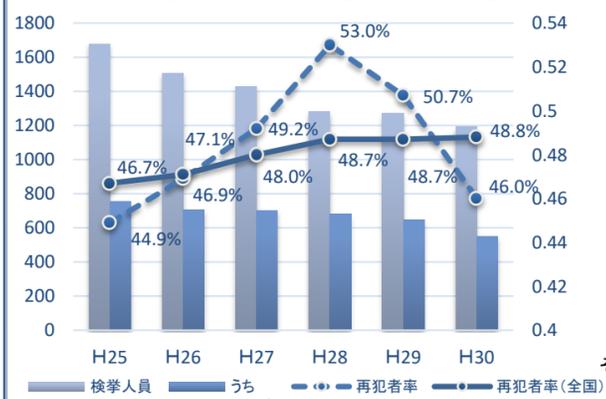
令和3年度から令和7年度までの5年間

<本計画による支援対象者>

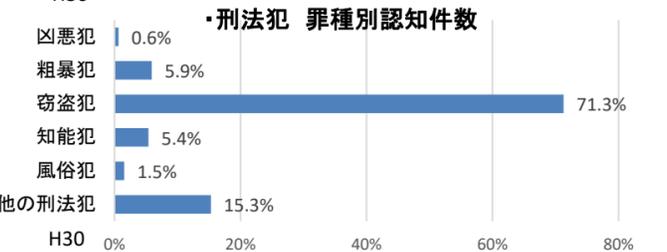
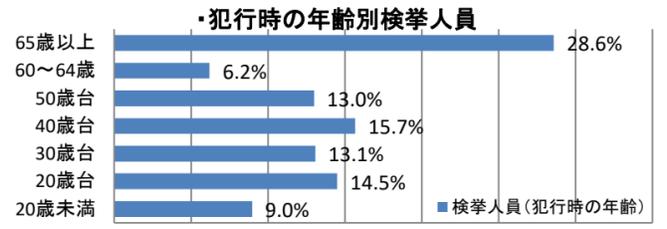
起訴猶予者、執行猶予者、罰金・科料を受けた者、矯正施設（刑務所、少年院、少年鑑別所等）出所者、非行少年若しくは非行少年であった者のうち、支援が必要な者。

2 本県の再犯防止を取り巻く状況

・本県の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



- ・刑法犯認知件数は平成14年以降減少傾向が続き、全国平均を下回って推移。
- ・刑法犯検挙者中の再犯者率は全国平均を下回っているものの、全体の約半数を再犯者が占める。



- ・犯行時の年齢別検挙人員は、65歳以上が全体の約3割を占める。
- ・刑法犯認知件数では窃盗犯が最多。その約3割が万引きであり、その検挙人員の約5割が65歳以上である。

3 これまでの取組と課題

<<矯正施設退所者等への社会復帰支援>>

- ・平成21年度に北海道・東北で最も早く「岩手県地域生活定着支援センター」を設置し、矯正施設退所者等の社会復帰を支援。
- ・「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく活動の推進のため、国が創設した「地域再犯防止推進モデル事業」を盛岡市とともに東北で初めて実施(平成30年度開始事業分)。

<<地域再犯防止推進モデル事業>>

- (平成30年度)
 - ・満期釈放予定者等へのアンケート(支援ニーズ)調査
 - (令和元年度)
 - ・満期釈放予定者の社会復帰支援(出口支援)
 - ・起訴猶予者等の社会復帰支援(入口支援)
 - ・再犯防止推進に向けたネットワークの構築
- (支援件数)
- | 支援種別 | 目標 | 実績 |
|------|-----|-----|
| 出口支援 | 8件 | 11件 |
| 入口支援 | 14件 | 28件 |

<<各種統計調査>>

- ・刑法犯少年検挙・補導状況
- ・子ども・女性に対する声かけ事案等の状況
- ・配偶者暴力相談支援センターにおける配偶者からの暴力が関係する相談件数

○ 就労・住居の状況

- ・満期釈放予定者に対する調査の結果、「出所後に就労場所や住居がないことが不安」との意見が多かった。
- ・全国的にも、出所時に無職である者の再犯率は高く、帰住先がない者は短期間で再犯に至る傾向がある。

○ 保健医療・福祉サービスの必要性

- ・モデル的に支援を行った対象者の多くに知的又は精神的な障がいが見られ、社会復帰の阻害要因になっていることが判明している。
- ・本県の検挙人員のうち、約3割が65歳以上が占めている。

○ 国・市町村及び民間団体等との連携

- ・福祉的支援が必要であるにも関わらず、刑事司法と地域社会の狭間で必要な支援につながらないままの者がいる。

○ 少年非行等の状況

- ・刑法犯少年の約3割が再犯者となっている。

○ 特性に配慮した指導等が必要な者への対応

- ・子ども・女性に対する声かけ、つきまとい事案が高水準で推移しているほか、配偶者等からの暴力問題も顕在化している。

4 重点課題

- ・ 就労・住居の確保
- ・ 保健医療・福祉サービスの利用の促進
- ・ 学校等と連携した修学支援と非行防止等の促進
- ・ 犯罪をした者等の特性に応じた取組
- ・ 国及び市町村、民間団体等との連携による支援

6 主な施策内容

1 就労・住居の確保

(1) 就労の確保

- ① 就職に向けた相談・支援等の充実
 - ・ 就労に向けた基礎能力の形成支援
 - ・ 雇用、保健福祉、教育等関係機関と連携した職場定着支援
- ② 協力雇用主の開拓・支援
 - ・ 協力雇用主に対する入札優遇措置
- ③ 関係機関・団体等との連携強化
 - ・ 「刑務所出所者等支援定着連絡協議会」等を通じた連携強化

5 数値目標

令和7年の県内の刑法犯検挙者中の再犯者数 456人

[刑法犯検挙者中の再犯者数] (人)

現状値	2021 (令和3年)	2022 (令和4年)	2023 (令和5年)	2024 (令和6年)	2025 (令和7年)
	645	558	531	505	480
				480	456

2 保健医療・福祉サービスの利用の促進

(1) 高齢者又は障がいのある者等への支援

- ① 保健医療・福祉サービスの提供
 - ・ 矯正施設退所者等への社会復帰支援
 - ・ 地域における専門医療相談体制及び専門診断体制の整備
 - ・ 発達上の困難を抱える者への相談支援
- ② 関係機関・団体等との連携等
 - ・ 研修等を通じた関係機関における対応能力向上への支援
 - ・ 矯正施設退所者等有する障がい等への理解促進
 - ・ 地域生活定着支援事業に係る連絡協議等の体制の充実

(2) 薬物依存を有する者への支援

- ① 関係機関・団体との連携
 - ・ 岩手県薬物乱用対策推進本部等による薬物乱用防止の取組の推進
- ② 薬物依存に関する広報啓発
 - ・ 地域における薬物乱用防止指導員による普及啓発
 - ・ 学校における薬物乱用防止教室の開催による規範意識の向上

3 学校等と連携した修学支援と非行防止の促進

(1) 修学支援

- ・ スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等による教育相談体制の充実
- ・ 子どもの居場所づくりや学習支援の実施
- ・ 市町村要保護児童対策地域協議会等と連携した相談支援の実施
- ・ 児童相談所による専門的な指導、相談支援等の実施
- ・ 授業料等の減免を図る制度の実施

(2) 非行防止の促進

- ・ 「青少年の非行・被害防止県民運動」や、「青少年を非行・被害から守る県民大会」の開催による普及・啓発活動の実施
- ・ 少年サポートセンター等における相談支援の実施

4 犯罪をした者等の特性に応じた取組

(1) ストーカー加害者に対する指導等

- ・ 地域精神科医療と連携した指導等の実施
- ・ 防犯教室等を活用したストーカー被害者・加害者にならないための教育・啓発活動の実施

(2) 配偶者等に対する暴力の防止等

- ・ 研修会等による相談員の能力、資質の向上
- ・ 市町村相談窓口の周知及び相談体制の充実

(3) 性犯罪者に対する指導等

- ・ 子ども対象・暴力的性犯罪により刑務所に収容された者に対する再犯防止措置

5 国、市町村及び民間団体等との連携による支援

(1) 国、市町村及び民間団体等との連携

- ・ 岩手県再犯防止推進計画に基づく取組の推進
- ・ 少年警察ボランティアによる支援の実施
- ・ 更生保護関係団体の活動に対する支援

(2) 広報・啓発活動の推進

- ・ 社会を明るくする運動の展開
- ・ 防犯ボランティア団体と連携した取組の強化
- ・ 永年勤続功労保護司等への顕彰の実施